

いつも手元に

このハンドブックで

大阪社保協ハンドブックシリーズ No.9

暮らしのちと笑顔を守る 相談活動 ハンドブック 2011年版

助かる
いのちがある

使える制度を知っていると
知らないでは大違い

救われる
暮らしがある

申請・申告して
税金を安くしよう

「被災者支援のページを
急遽追加収録!!」

の違いをご存知ですか

さきよう、
いる人用制度を適用しようと思つて自申請や申告をしなくてはなりません。
よく出てくる所得額30000円以下でなければならぬと(所得額30000円以下)
下へ引かれます。その他について説明します。

③課税所得
税額は、収入総額にかかってはいるわけではなく、課税所得額を基礎として算出されます。
税額は、税金の計算をする際に、収入からある金額を引くこととなります。
よく出てくる所得額30000円以下でなければならぬと(所得額30000円以下)
下へ引かれます。その他について説明します。

所得
収入から必要経費を差し引いた上で、
「所得」として、税金の計算に当たります。
収入総額にかかるとはならず、必要経費を
差し引いた上で、税金の計算に当たります。
収入総額にかかるとはならず、必要経費を
差し引いた上で、税金の計算に当たります。

公的年金等控除
所得
給与所得控除
所得

課税所得

医療費控除
社会保険料控除
基礎控除

所得が145万円未満の人は、
所得が145万円を超え200万円未満の人は、
所得が200万円を超え300万円未満の人は、
所得が300万円を超え400万円未満の人は、
所得が400万円を超え500万円未満の人は、
所得が500万円を超え600万円未満の人は、
所得が600万円を超え700万円未満の人は、
所得が700万円を超え800万円未満の人は、
所得が800万円を超え900万円未満の人は、
所得が900万円を超え1000万円未満の人は、
所得が1000万円を超える人は、

やさしく解説!

A5判44P(予定)
1冊150円(送料別)
100冊以上割引あり

4月
発売予定

- 医療・介護保険制度など各種制度の自己負担の軽減
 - 各種制度を活用して住民税を非課税に
- 高齢者の医療負担の軽減 障害者控除認定 減免申請
- 医療費控除 国保の保険料の減免 生活保護 など

制度の内容、申請の仕方、手続きを具体的な例で

申込書

| | | | |
|-----|---|-----|---|
| お名前 | | 冊数 | 冊 |
| 団体名 | | | |
| 送り先 | 〒 | | |
| TEL | | FAX | |

10冊以上から送付します。
(送料は別途です。)

お申し込み
お待ちしております。



申し込みは 大阪社会保障推進協議会 まで